

(政務活動費用)

(様式1)

## 出張報告書

平成30年8月29日

釧路市議会議長 渡辺 慶藏 様

会派名 市政進クラブ

代表者名 松永 征明



次のとおり、政務活動費による出張を終えましたので報告します。

受命者	松永 征明
出張先	鹿児島市
期間	平成30年8月23日 ～ 平成30年8月26日 (4日間)
用務	第10回生活保護問題議員研修会 鹿児島から生活保護を考える、今こそ問われる地方行政のあり方
調査(研修)結果等の概要	別紙報告書の通り
備考	

- 注) 1 資料等がある場合、添付すること。資料は、事務局経由で会派へ返却するので、本出張報告書(原本)とともに会派で保管すること。
- 2 調査結果等の概要は、別紙による記載も認める。

## 第10回生活保護問題議員研修会

“敬天愛人”のまち

鹿児島から生活保護を考える、今こそ問われる地方行政のあり方

主催 生活保護問題対策全国会議・全国公的扶助研究会

日時 平成30年8月24日(土)～25日(日)

場所 鹿児島県市町村自治会館

参加者 松永 征明



基本報告：生活保護基準の度重なる引き下げと、あるべき生活保護  
講師 吉永 純（花園大学）

初めに、基調講演であるが、日本は貧困率は高いが、保護率は低く捕捉率も低い。その原因は保護が始まる時の貯金を認めず、自動車も原則として保有や使用を認めず、扶養の義務範囲も広いなど条件が厳しいためである。

そうした中で、2013年から生活扶助費の相次ぐ引下げが行われ、2018年10月からの引き下げでは、生活扶助基準は1.8%、最大5%、全体として180億円減額となり、受給世帯の67%で減少(8%措置、26%増加)することになり、夫婦子供世帯、若年単身・夫婦、高齢者夫婦・単身など幅広い世帯で影響がでる。最も影響が大きいのは母子世帯であり全母子世帯の7割が5%以上の削減を強いられる。住宅扶助費は、全国的に家賃が下がっているために2015年から減額されている。

何故このような改正が行われるのか。その理由の1つは生活保護世帯と第1・十分位(下から10%)を比べて、保護世帯が高くなったためである。第1・十分位には生活保護基準未満層がたくさん入っている(保護基準以下でも生活保護が受けられない人がたくさんいる)。また、一般世帯の消費が下がれば下げる消費水準均衡方式を前提とする最低生活費算定方式(一般勤労世帯の消費水準の60%を保障)では消費下降局面では大きな問題となる。

当然、子どもの貧困にも直結し、児童養育加算・母子加算の減額、学習支援費の廃

止など延べ 40 万人の子どもが不利益を受けることになる。また、一般世帯の大学進学率が 80%近くになっているにも関わらず保護世帯の子どもは大学などに進学すれば保護を廃止される（世帯分離）。負の連鎖から脱却するためには学歴も必要であり、世帯分離せず保護を続けるべきである。

## NPO 法人抱樸の居住支援

居住と暮らしと地域づくり住まいと暮らしの安心確保事業

～抱樸が実施する民間連携型住居型居住支援とは

NPO 法人 抱樸（ほうぼく）

理事長 奥田 知志

抱樸は「ひとりの路上死もださない ひとりでも多く、一日でも早く、路上からの脱出を ホームレスを生まない社会を創造する」をモットーに 1988 年から活動を開始し、今年 30 年目をむかえる。

生活困窮状態を衣食住などの物理的な困窮（ハウスレス：「なにが必要か」と「助けて」と言える相手のいない関係性の困窮（ホームレス：「だれが必要か」）の 2 つの側面にとらえ支援事業に 30 年間事業に取り組んできた。

特に、民間連携型住居型居住支援に関しては、地元不動産業者による「自立支援居宅協力者の会」や連帯保証人を提供する「保証人バンク」、自立後の生活を伴走支援する「自立生活サポートセンター」などを通じて 2000 人以上が居住生活を取り戻している。

生活困窮者の住まい探しでは保証人がいないことや家賃滞納、亡くなった際の対応のほか、住人の生活状況や健康状態が悪化した時の相談先がないことなど貸し手側の大きな不安となり、住まい確保の壁となっていることから、抱樸が看取りまで続く見守りと相談対応を、家賃保証会社が賃貸保証を担うことで貸し手側の不安を解消、住まい提供の促進を目指している。

北九州市で発生した中村荘火災以後、中村荘が初期費用も住民票も保証人も不要、最初の一か月は 1 日 500 円の日割りで入居できるアパートであったことから、国は新たなセーフティーネット制度を設け、「住宅確保要配慮者」への居住支援を始めたことを受け、抱樸は「居住支援法人」となり活動している。

住宅支援の課題は①「住宅確保」と「生活の維持」の一体的な取組み、②住宅確保困難の原因である大家の不安（家賃の安定と保証人の確保、地域互助・相談・支援による入居者生活の安定、葬儀・家財処分など最期のこと）、③地域の互助の仕組み、④コーディネイトと生活支援の専門スタッフ、⑤民間型生活支援付施設（地域資源連携）⑥最期は専門施設などが挙げられる。

これを受けた形で抱樸の居住支援は、A 住宅確保支援型として物件確保支援、B 地域居住型として見守付地域居住と借家型支援付地域居住、C 生活支援付共同住居として 24 時間生活支援付施設と専門施設が対応するが、課題の解決にはまだまだ時間が

掛かる。

## 拡大する住まいの貧困と居住支援の課題

立教大学大学院 21 世紀社会デザイン研究科特任准教授

一般社団法人つくろい東京ファンド代表理事

稲葉 剛

身寄りのない高齢が住まいを探すのは難しい。家賃の滞納や孤独死を嫌って、入居を拒む家主や業者は多い一方で、家賃の安い公営住宅は不足し介護施設の空きはない。若者に関してもアパート代が払えず、24 時間営業のインターネットカフェなどに寝泊まりする者が非正規雇用の拡大とともに増えた。路上生活者の一歩手前の若者が少なくない。住まいを失うと、困窮から抜け出すのはなおさら難しくなる。人間関係が途切れて孤立しがちで、支援にもつながりにくい（住まいの貧困）。

仕事の不安定化と住まいの不安定化は連動していて、ワーキングプアとハウジングプアは一体である。住まいは基本的人権であり、福祉政策としてハウジングファーストの考えを取り入れなければならない。

根本的な問題の 1 つに、わが国では住宅政策が福祉政策として位置付けられず、住宅は国土交通省、福祉は厚生労働省という縦割り行政の弊害がある。

この度成立した「改正住宅セーフティーネット法」は、空き屋や空き室を都道府県ごとに登録する制度を新たに設け、高齢者や低所得者、子育て世代などの入居につなげるものである。現状を変える一歩になるかもしれないが、家賃負担を軽減する補助制度の条文もなく、住まいの貧困に陥った人を広く助ける仕組みにつなげて行くには心もとない。

居住は、人間の尊厳を守る基礎であり、社会の基盤である。非正規雇用は拡大し、未婚率も上がり続けている。一人一人の生きる権利を守ると同時に、社会を成り立たせていく基盤として、誰もが住む場所に困らないよう支える確かな仕組みをつくらなければならない。

今こそこの縦割りを排除して福祉政策と住宅政策を一体的に扱う居住福祉政策が必要である。

## 取材現場から見た貧困

元毎日新聞記者 西田 真季子

埼玉県では生活保護受給者チャレンジ支援事業「アスポート」を行っている。これは 2010 年から県、民間団体、市町村の連携事業としてスタートした教育事業である。生活保護家庭の中学 3 年生向けや高校生向けに無料で大学生やスタッフが勉強を教えるもので、ケースワーカーが家庭訪問し、教室を紹介する（アウトリーチ）。そのため確実に貧困状態にある子どもと出会え、更に世帯丸ごとと関われる頻繁な家庭訪問

を行うことが特徴である。

子どもの貧困は 離婚や死別などによる「ひとり親家庭」になるなどによる親（世帯）の貧困の連鎖であり、自己責任論の枠外にある。本当に解決には親の支援、生活支援なども含め、とことん伴走することが必要である。

## 第1分科会 生活保護何でもQ&A



### 相談に役立つ実践的識

弁護士 森 弘

#### 1、生活保護申請等の内容説明後不服申立制度について説明あり

原則として申請のあった日から14日以内に書面をもって（法24条1項）理由を附して（同2項）決定（開始又は却下）を通知しなければならないが、14日以内に決定を通知できない特別な理由がある場合には、その理由を明示して30日以内に通知すればよいとされている。

原則として、不服の対象となる処分があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に審査請求を提起しなければならない。

審査請求の審理は原則として書面のみで行われる、審査請求人または参加人の申立があれば、申立人に口頭でも意見を述べる機会を与えなければならない。

請求に対しては、請求のあった日から原則として50日以内に裁決を行わなければならない。

生活困窮状態からの回復を早期に図るには不利益処分に対して迅速に不服申立ができるようにする必要があるため、申請に対する決定通知が30日以内にされない場合には、却下が擬制され審査請求することができる。

審査請求において50日を超えて裁決がなされない場合には棄却が擬制され、取消訴訟、義務付け訴訟を提起することができる。

さらに、争いになりやすい問題として、資産（家屋、宅地）居住用の家屋、宅地については、原則として保有できる。目安は約2,400万円

但し、2007年度から65歳以上の場合で不動産評価額500万円を超える場合は、（保護利用権者向け長期生活支援資金）の利用が優先される。

自動車は原則として保有が認められないが、障害のある人の通勤など特例の場合は

認められるケースがある。